

岡山大学文明動態学研究所マイクロフォーカス X 線 CT システム利用要項

（ 令和 8 年 9 月 9 日
研 究 所 長 裁 定 ）

（目的）

第 1 条 この要項は、岡山大学文明動態学研究所共用機器利用規程（令和 8 年岡大文明規程第 2 号。以下「規程」という。）に基づき、岡山大学文明動態学研究所が管理するマイクロフォーカス X 線 CT システム（株式会社島津製作所製 Inspexio SMX225-CT FPD HR Plus。以下「共用機器」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用対象）

第 2 条 共用機器を利用できる者は、規程第 2 条に定める利用資格を有する者とする。

（利用区分）

第 3 条 共用機器の利用区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 自己測定 利用者が自ら共用機器を操作して測定を行う利用形態
- 二 依頼測定 利用者の依頼に基づき、管理者が共用機器を操作して測定を行う利用形態

（利用時間）

第 4 条 共用機器の利用時間は、原則として平日 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所長又は管理者が特に認めた場合は、この限りでない。
- 3 所長又は管理者は、保守点検その他管理運営上必要がある場合は、利用を制限することができる。

（利用申請）

第 5 条 利用者は、岡山大学研究設備機器共用システムにより、事前に利用申請を行わなければならない。

- 2 利用者は、第 3 条第 1 項の各号に定める利用区分を選択して申請するものとする。
- 3 管理者は、利用目的その他必要な事項について説明又は資料の提出を求めること

ができる。

(講習等)

第6条 自己測定による利用を希望する者は、管理者が実施する利用説明、安全教育及び操作講習を受講しなければならない。

2 管理者は、前項の講習等を修了した者に対し、自己測定による利用を認めることができる。

3 管理者は、安全管理上必要があると認める場合は、自己測定による利用資格を停止し、又は取り消すことができる。

(利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、共用機器の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

一 利用目的以外の用途で使用しないこと。

二 利用時間を遵守すること。

三 第三者に利用資格を貸与しないこと。

四 管理者の指示に従うこと。

五 利用マニュアル及び安全上の指示に従うこと。

六 本学の放射線安全管理に関する諸規則及び管理者の指示を遵守すること。

(安全管理)

第8条 利用者は、安全に留意し、事故防止に努めなければならない。

2 共用機器に異常を認めた場合又は事故が発生した場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

3 管理者は、安全管理上又は設備保全上支障があると認める試料について、利用を制限し、又は利用を認めないことができる。

(データ管理)

第9条 共用機器の利用により取得したデータの管理は、利用者の責任において行うものとする。

2 管理者は、管理運営上必要がある場合を除き、取得データの保管義務を負わない。

3 本学は、利用により取得したデータの消失、破損その他の損害について責任を負わない。

(原状回復)

第 10 条 利用者は、利用終了後、共用機器及び利用場所を原状に復さなければならない。

(利用内容の変更)

第 11 条 利用者は、利用申請の内容に変更が生じた場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

(利用停止)

第 12 条 所長は、利用者が規程又はこの要項に違反した場合その他共用機器の管理運営上支障があると認めた場合は、利用を停止することができる。

(その他)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、共用機器の利用に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附則

この要項は、令和 8 年 9 月 9 日から施行する。